|  |
| --- |
| 平成３０年度　第１回　運営協議会  議題３　指定介護予防支援等の一部委託について  資料３　委託の概要について（全２ページ） |

（１）趣旨

　　　予防給付等のケアプランについては、指定介護予防支援事業者等が作成することが原則であるが、本市にあらかじめ届出することをもって、指定介護予防支援等の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

　　　この際、指定介護予防支援事業者等の基準を定める本市の条例において、原則として、運営協議会の議を経ることとされている。

　　　本件委託については、届出の形式上の要件を具備しており、適正に一部委託業務を実施できるものとして、本運営協議会の議を経るものである。

（２）受託事業所の概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①ケアプランセンター柏田長寿館（株式会社長寿館） | | |
|  | 所在地 | 茨城県牛久市上柏田２－３６－２４ |
|  | 委託者 | 流山市中部地域包括支援センター |
| 委託期間 | 平成３０年３月１日～平成３０年３月３１日 |
| 委託経緯 | 利用対象者は要介護１の認定を受け茨城県の施設に入所していたところ、平成３０年３月１日から要支援１の認定更新を受けた。  　本人への適切な支援のため、本人が支援を希望している介護支援専門員の支援を継続させるため委託に至る。 |
| 人員体制 | 常勤専従　３人  常勤兼務　－  非常勤専従　１人  非常勤兼務　－ |
| ②介護の相談室（株式会社楽楽館） | | |
|  | 所在地 | 千葉県松戸市新松戸５－２００ |
|  | 委託者 | 流山市東部地域包括支援センター |
| 委託期間 | 平成３０年４月５日～平成３１年３月３１日 |
| 委託経緯 | 松戸市より転入された利用対象者について、転入前より担当として介護予防支援を提供していた。  　本人・家族においても、なじみのケアマネジャーによる継続した支援を受けることを希望しており、引き続き支援を継続させるため委託に至る。 |
| 人員体制 | 常勤専従　５人  常勤兼務　１人  非常勤専従　－  非常勤兼務　－ |
| ③居宅介護支援センター花のいろ（社会福祉法人あかぎ万葉） | | |
|  | 所在地 | 千葉県流山市中野久木４２１ |
|  | 委託者 | 流山市北部地域包括支援センター |
| 委託期間 | 平成３０年５月１日～平成３１年３月３１日 |
| 委託経緯 | 現在、包括において予防プランを担当することが人員体制の側面において厳しいため委託に至る。 |
| 人員体制 | 常勤専従　１人  常勤兼務　－  非常勤専従　－  非常勤兼務　－ |